

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年8月10日付けで提起した葛飾区長（以下「処分庁」という。）に対する保有個人情報開示決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件処分のうち、別紙3(1)記載の部分を取り消す。
- 2 本件処分のうち、別紙3(2)記載の部分を開示とする処分に変更する。
- 3 本件審査請求によるその余の請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年4月17日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、下記の保有個人情報の開示を請求した（以下、同請求を「本件請求1」という。）。

記

葛飾区福祉事務所長が保有する保護開始日から本件申請日時点までのケース記録すべて（住宅扶助に関わる部分を含む）

- 2 審査請求人は、令和5年5月4日付けで同条項に基づき、下記の保有個人情報の開示を請求した（以下、同請求を「本件請求2」という。）。

記

葛飾区福祉事務所が保有するXに関する葛飾区福祉事務所嘱託医の意見書全て

- 3 処分庁は、本件請求1及び本件請求2について、それぞれ令和5年4月28日及び同年5月8日、保有個人情報開示決定（それぞれ別紙1及び別紙2の部分を不開示とする処分。以下両処分を併せて「前処分」という。）を行った。
- 4 処分庁は、令和5年7月25日、保有個人情報を開示できない理由を詳細に提示するため前処分を取消し、同年8月14日、審査請求人に通知した（以下、同通知を「前処分取消通知」という。）。
- 5 処分庁は、令和5年7月25日、前処分の不開示部分ごとに理由を付した保有個人情報開示決定処分を行い（以下、本件請求1に対する処分（同日付け5葛福東第173号）を「本件処分1」、本件請求に対する処分、審査請求人に通知した（同日付け5葛福東第174号）を「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を併せて「本件処分」という。）。
- 6 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年8月10日付けで本件審査請求を提起したものである。
- 7 なお、前処分に関し、前処分取消通知の発出前、令和5年7月25日に葛飾区福祉事務所名義で取り消す旨の通知がされているが、同年8月23日、発信者の誤りを理由に同取消しは取り消されている。

審理関係人の主張の要旨

1 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分1について

ア 別紙1該当箇所欄記載①、②及び④について

個人情報保護法第78条第1項第3号ロに該当する。

福祉事務所が医療機関に求めた照会に対し、主治医等から提供された審査請求人の病状、検査結果及び所見等が記載されている。

福祉事務所の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、開示すれば、審査請求人の心情を害しうる情報が含まれており、当該条件は合理的である。

イ 別紙1 該当箇所欄記載③、④、⑥、⑦、⑨、⑩の上段、⑭、⑰、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖及び㉗

個人の識別が可能な情報及びこれに付随した生活情報が記載されており、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当する。審査請求人が知っていた情報が含まれる可能性があったとしても、同号に該当する。

ウ(ア) 別紙1 該当箇所欄記載⑤、⑩の下段、㉘、㉙、㉚、㉛から㉜及び㉝について
福祉事務所の請求人を含む世帯への指導方針、援助方針、保護の決定方針に係る情報、請求人らに実際に行った指導内容及び結果並びに関係機関とのやり取り等が記載されており、開示すれば、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、個人情報保護法第78条第1項7号柱書に該当する。

(イ) 別紙1 該当箇所欄記載⑧、⑫、⑬、⑮、⑯、⑲から㉑まで、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖から㉗まで及び㉘について

福祉事務所担当者の所見が記載されており、開示すれば業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書に該当する。

(ウ) 別紙1 該当箇所欄記載⑩中段について

法人その他の団体に関する情報が記載されており、開示することが当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護法第78条第1項第3号イに該当する。

(エ) 別紙1 該当箇所欄記載⑪について

保護の決定に関する調査結果中、請求人を含む世帯の資産状況等について各関係機関をとおして調査した結果が記載されており、開示すれば、各関係機関が、審査請求人とのトラブル回避のために調査に応じなくなる可能性がある。

そのため、開示をすれば業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項7号柱書に該当する。

(2) 本件処分2について

ア 別紙2 該当箇所①から③まで、⑥及び⑦について

福祉事務所担当者の所見が記載されており、開示すれば業務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書に該当する。

イ 別紙2 該当箇所④、⑤、⑧から⑩まで

福祉事務所の嘱託医の姓という開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているため、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当する。

(3) 裁量的開示について

個人情報保護法第80条により裁量的開示を行う理由はない。

(4) 理由付記不備について

理由提示に係る違法又は不当な点はない。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 別紙1 該当箇所欄記載①、②及び④（主治医等の意見等が記載された部分）について

開示しないとの条件で任意に提出されたことが確認できない。

当該情報の性質及び当時の状況等に照らして、開示しないとの条件が合理的とはいえない。

(2) 別紙1 該当箇所欄記載③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑭、⑰、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、
本件処分2 別紙1 該当箇所欄記載④、⑤、⑧から⑩までについて

処分庁は、例外的に開示すべき旨を定める個人情報保護法第78条第1項第2号イからハまでに該当する事由がないか検討していない。

(3) 別紙1 該当箇所欄記載⑤、⑧、⑩から⑬まで、⑮、⑯、⑲から㉒まで、㉔から㉖まで、
⑳から㉑まで、㉓、別紙2 該当箇所①から③まで、⑥及び⑦について

個人情報保護法第78条第1項第7号の「適正」の判断に際して利益衡量が行われていない。担当者の意見は秘匿する必要はない。

また、同号記載の「支障」は実質的で、「おそれ」は法的保護に値するものである必要があるが、処分庁は具体的に検討していない。

(4) 裁量的開示について

処分庁は、個人情報保護法第80条による開示が可能か検討していない。

(5) 理由付記について

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分

の相手方において十分な不服理由を主張できるようにすることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

本件処分においては、処分理由は個人情報保護法第78条各号の要件が書かれているのみである。

不開示を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本件審査請求において十分な不服理由を主張することができない。

また、部分開示とした本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるのか否かが全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由不備の違法がある。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 個人情報保護法

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第

八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する。

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるお

それ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害

するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する非開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために非開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

3 判断

本件は、下記東京地方裁判所平成19年7月4日判決及び東京高等裁判所令和2年10月14日判決に基づき判断すべきである。

記

(東京地方裁判所平成19年7月4日判決 大田区個人情報保護条例に関するもの)

そもそも生活保護のケースワーク記録は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に、被保護者の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには、処遇方針や個別援護活動の適否などを検証するための資料として作成されるものであると認められるから、その記載内容は、原告の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられ、仮に、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価を記載する場合でも、客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別の事情がない限り、直ちに担当者と被保護者との間の信頼関係が損なわれるとは通常考えがたく、本件において、そのような特別な事情を窺わせる証拠は何ら存しない。

また、印象や評価の中に、担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が記載されることもあるとしても、そもそも生活保護記録が上記のような趣旨で作成されるものである以上、何ら客観的具体的事実に基づかない主観的・感覚的な印象や評価の記載が、およそ適正な保護業務の遂行等のために必要であるのかどうかは多大な疑問があり、将来、そのような担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が十分に記載されなくなったとしても、そのことによって、生活保護ケースワーク記録が形骸化し、生活保護に係る事務に具体的な支障を生じさせるおそれがあるとは考え難い。

本件ケース記録のうち○の部分には、担当ケースワーカーが、○日、○病院のメディカルソーシャルワーカーから伝え聞いた、原告に対する訪問介護の要否についての特定の医師の判断ないし意見が、○の部分には、担当ケースワーカーが、○日、○病院の特定の医師から聴取した、原告の病状、治療方針、通院状況、主訴の内容

並びにこれらを前提とした原告の日常生活動作（ADL）に関する所見が、○の部分には、担当ケースワーカーが、○日、生活保護法上の他人介護料の加算の問題に関連して、原告の24時間介護の必要性について聴取した○病院の特定の医師の所見がそれぞれ記録されていると推認できる。

被告は、別紙記載○ないし○は、いずれも提供を受けた情報を原告に対して開示する旨を病院に説明していないから、これらを開示した場合、被告と病院との信頼関係を損ない、今後病院から任意の協力を得られず、今後の適正な事務の執行に著しい支障が生じるから大田区個人情報保護条例18条の2第2項2号に該当し、また、今後の実施機関の病院に対する照会や調査の事務の執行を妨げるおそれがあるから同条同項3号に該当すると主張する。

しかしながら、○病院が被告に提供したのは原告に関する訪問介護や24時間介護の必要性に関する意見ないしその前提事実であるところ、一般に、病院が、このような事項について、専門的知見に基いて公正な判断をしている限り、患者に対しこれらの意見を秘密にする理由があるとは考え難いから、特別の事情がない限り、被告が原告に対して○病院の意見等を開示したからといって、直ちに被告と病院との信頼関係を害するとは考え難いところ、そのような特別の事情を窺わせる証拠はない。

（東京高等裁判所令和2年10月14日判決 春日部市個人情報保護条例に関するもの）

ケース記録票は保護の要否等を判断するための根拠資料として作成されるものであって、そこに評価、認識等が含まれるにしても客観的事実に即した適正な内容・表現が記載されるべきものと考えられ、こうした要請に従った記載である限り、仮に反発等を招いたとしても、それは理由のない不当なものということになり、開示自体に起因して弊害が生じたり、その弊害が殊更大きくなったりするとは原則として認めることができない。また、その記載が上記の要請に従ったものでない場合には、ケース記録票の記載として適切さを欠いたものということになり、その不適切な記載であることの非難は甘受すべきであって、不開示理由の根拠にはならないというべきである。

以下、各裁判例に基づき検討する。

- (1) 個人情報保護法第78条第1項3号ロについて（別紙1該当箇所記載①、②及び⑩について）

これらの箇所について、処分庁は、法人などからの任意提供情報として被覆しているが、これらに記載されている情報は、審査請求人本人についての医師の診断結果及びそれを受けての区の判断である。

医師による診断結果については、一般的に医療機関等においてカルテなどの本人開示は行われているものであるし、医師が、専門的知見に基づいて公正な判断をしている限り、患者に対しこれらの意見を秘密にする理由があるとは考え難いから、特別の事情がない限り、これを開示したからといって、直ちに被告と医師との信頼関係を害するとは考え難い。本件において、特別の事情を窺わせる事情は存在しない。

また、医師の診断結果を受けての区の判断の記載は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録しているものであり、担当者の専門的な知見に基づく判断が記載されている。担当者の判断の結果は、審査請求人も了知しているものであり、これが開示されたからといって、担当者と審査請求人の信頼関係が損なわれるとは考え難い。

したがって、これらの箇所は、法第78条第1項第3号ロには該当せず、開示すべきである。

- (2) 個人情報保護法第78条第1項第2号について

ア 別紙1該当箇所欄記載③、④、⑥、⑦、⑨、⑩の上段、⑭、⑰、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖及び㉗（㉔及び㉕は一部 特定の個人を識別することができる情報）

該当箇所（ただし、⑩については、上段の第三者の氏名及び電話番号、㉔及び㉕については、第三者の氏名に限る。）に記載されているのは、医師等の関係者の氏名等の個人情報である。個人情報保護法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（次号を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」等を非開示としている。そのため、個人情報保護法第78条第1項2号本文からすれば、これらの情報を非開示とした判断は、適法である。

他方で、本件処分は、⑩については上段中第三者の氏名及び電話番号を除く部分、㉔及び㉕については第三者の氏名部分を除く部分、すなわち、それぞれ開

示請求者以外の個人に関しない情報についてもこの規定を根拠に非開示としたようにも読めるが、この点は失当である（後述のとおり、その他非開示とすべき理由はないのであるから、開示すべきである。）。

なお、審査請求人は、審査請求人が既に知っている情報について非開示とする理由はないと主張するが、審査請求人が既に知っている情報であるか否かは処分庁には知りえない情報であり、書面上から当然知っているとは判断できないことから、これを考慮しなくても違法又は不当ではない。

イ 別紙 2 該当箇所欄記載④、⑤、⑧から⑩まで

別紙 2 該当箇所記載⑧については、該当する被覆箇所が存在しない。

その余は、福祉事務所嘱託医の氏名の情報である。福祉事務所嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職であって、同法第2条に規定する地方公務員に該当する。同法第2条に規定する地方公務員の職務の遂行に係る職、氏名及び当該職務執行の内容については、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第40号）により、非公開情報から除外されている。このことから、地方公務員の職務遂行に係る職、氏名及び当該職務執行の内容については、個人情報保護法第78条第1項第2号イの「法令の規定により・・・開示請求者が知ることができ・・・る情報」に該当し、当該個人情報の開示に当たっても、不開示情報から除外される。よって、福祉事務所嘱託医の情報については、個人情報第78条第1項第2号イに該当することから、開示されるべきである。

(3) 個人情報保護法第78条第1項第7号柱書等について

ア 別紙 1 該当箇所欄記載⑤、⑧、⑩の下段、⑫、⑬、⑮、⑯、⑱から⑳まで、㉑から㉒まで、㉓から㉔まで、㉕及び㉖並びに別紙 2 該当箇所欄記載①から③まで、⑥及び⑦について

これらの箇所は、ケースワーカーの所見や、福祉事務所の請求人を含む世帯への指導方針、援助方針、保護の決定方針に係る情報及び請求人らに実際に行った指導内容及び結果が記載されている。これは、保護の決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記載しているものであり、客観的具体的事実を前提として担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されているものである。そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、

特別な事情がない限り、直ちに担当者は福祉事務所と被保護者との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難く、本件においてはそのような特別な事情をうかがわせる証拠は何ら存しない。

したがって、これらの箇所は、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書には該当せず、これを理由に非開示とすることはできない。

⑩、⑳及び㉔の第三者の個人情報が記載されている部分を除き開示すべきである。

イ 別紙1 該当箇所欄記載㉑について

当該箇所は、生活保護法第29条による金融機関への調査の結果が記載されている。処分庁は、この記載について、開示されることとなれば福祉事務所と関係機関との信頼関係に影響があること及び調査の照会先が開示されれば、調査手法が推定されかねないことから、生活保護業務に著しい支障が生ずる旨主張する。しかしながら、関係機関との信頼関係に影響を及ぼす具体的な危険はなく、また、調査手法が推定されたからといって、生活保護業務に著しい支障が生じるとは考え難い。そもそも、処分庁は、ケース記録12ページ目の同様の記載がされている部分を被覆せずに開示していることからすると、照会先が開示されたとしても、著しい支障が生じると処分庁も考えていないことが窺われる。したがって、当該箇所は、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書には該当せず、開示すべきである。

(4) 個人情報保護法第78条第1項第3号イについて（別紙1 該当箇所欄記載㉑の中段）

当該箇所には、法人の紹介、審査請求人との関係及び処分庁に対する問い合わせの内容が記載されているが、これが開示されたからといって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、同規定には該当せず、開示すべきである。

(5) 検討不尽について

審査請求人は、処分庁が個人情報保護法第80条の適用を検討していないとして、検討不尽と主張するが、本件において審査請求人の権利利益を保護するために非開示情報を開示すべき特別な必要は認められない。

そのため、同条に基づき不開示情報の開示を行わなかった処分庁の判断に違法不当な点は認められない。

(6) 理由付記の不備について

別紙1 該当箇所欄記載⑩の上段、⑳及び㉑について、⑩の上段の第三者の氏名及び電話番号並びに㉒及び㉓の第三者の氏名は、同条第1項2号本文により非開示とすべきである。本件処分の当該各箇所欄においては、同規定も引用されているが、該当箇所中どの部分が同規定により非開示となったか明確ではなく、理由付記に不備がある。そのため、当該部分は違法であり、取り消されるべきである。

その他の箇所については、理由付記の不備は見当たらない。

4 よって、主文のとおり裁決する。

令和7年12月11日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

別紙

個人情報非開示該当箇所と非開示の根拠について(ケース記録)

該当箇所(頁数、項目など)	非開示の根拠法令
① 7頁 令和3年10月11日 訪問・その他記事 非開示情報上部 法人その他団体からの提出内容	実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであるため(個人情報保護法第78条第1項第3号ロ)
② 7頁 令和3年10月11日 訪問・その他記事 非開示情報下部 法人その他団体からの提出内容	実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであるため(個人情報保護法第78条第1項第3号ロ)
③ 8頁 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号)
④ 10頁 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号)
⑤ 13頁 令和3年12月23日 訪問・その他記事 「参考:別冊問答集～問9-1-2」以降の非開示情報 区市町村が行った対応	保護の決定(援助方針)に関する記載がされており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(個人情報保護法第78条第1項第7号本文)
⑥ 13頁 令和4年1月4日 訪問・その他記事 「郵送にて、～収受した。」 非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号)
⑦ 13頁～14頁 令和4年1月4日 訪問・その他記事 上記以外の非開示情報 第三者個人情報	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号)
⑧ 14頁 令和4年1月18日 訪問・その他所内面接 「改めて～答えた。」より以前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(個人情報保護法第78条第1項第7号本文)
⑨ 14頁 令和4年1月21日 一時扶助決定(法内) 移送 非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号)
⑩ 17頁 令和4年3月3日 訪問・その他記事 「令和4年3月1日～」 上段の非開示情報 第三者個人情報 中段の非開示情報 法人等に関する情報 下段の非開示情報 区市町村が行った対応	開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(個人情報保護法第78条第1項第2号) 法人その他の団体に関する情報が記載されており、開示することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(個人情報保護法第78条第1項第3号イ) 保護の決定(援助方針)に関する記載がされており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(個人情報保護法第78条第1項第7号本文)

該当箇所（頁数、項目など）	非開示の根拠法令
⑪ 18頁 令和4年3月31日 訪問・その他 区市町村が行った調査	保護の決定に関する調査結果が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑫ 19頁 令和4年4月12日 訪問・その他 記事 「主の就労～に架電した。」以降 非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑬ 19頁 令和4年4月12日 訪問・その他 記事 「主宅は母親名義～提出がない。」以降 非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑭ 19頁 令和4年4月12日 訪問・その他 記事 「施術師は」直後の非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑮ 20頁 令和4年4月15日 訪問・その他 記事 「今後とも定期的に～」の直前 非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑯ 21頁 令和4年5月31日 扶助費決定 【就労収入変更】直後の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑰ 21頁 令和4年6月16日 一時扶助決定（法内） 業者払い 院 直後の非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑱ 22頁 令和4年7月25日 扶助費決定 稼働収入の変更 「他のケースと同額で～」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑲ 22頁 令和4年7月25日 扶助費決定 稼働収入の変更 「主へ連絡し、速やかに～」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑳ 22頁 令和4年7月25日 訪問・その他 家庭訪問 【家庭訪問、収入・無収入申告受理】の直後の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）

該当箇所（頁数、項目など）	非開示の根拠法令
②① 22頁 令和4年7月25日 訪問・その他 家庭訪問 「～と、██████████クリニック」直後の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②② 22頁 令和4年7月25日 訪問・その他 家庭訪問 「と記載あり。」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②③ 22頁 令和4年7月25日 訪問・その他 家庭訪問 「～休暇中のためとある」の直後の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②④ 22頁 令和4年7月25日 訪問・その他 家庭訪問 上記非開示情報の直後の非開示情報 区市町村が行った対応	保護の決定（援助方針）に関する記載がされており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②⑤ 23頁 令和4年8月4日 一時扶助決定（法内） 業者払い ██████████院 直後の非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
②⑥ 23頁 令和4年8月17日 扶助費決定 稼働収入の変更 「以下に収入変更を行う。」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②⑦ 23頁 令和4年9月1日 訪問・その他 記事 「眼科には通院できないので、～」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②⑧ 24頁 令和4年9月8日 訪問・その他 記事 「・主へ連絡を～」の直前の非開示情報 区市町村が行った対応	保護の決定に関する記載がされており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
②⑨ 24頁 令和4年9月28日 一時扶助決定（法内） 業者払い ██████████院 直後の非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）

該当箇所（頁数、項目など）	非開示の根拠法令
⑩ 25頁 令和4年10月17日 一時扶 助決定（法内） 業者払い [] 院 直後の 非開示情報 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができるため（個人情報保護法 第78条第1項第2号）
⑪ 26頁 令和4年10月17日 扶助費 決定 稼働収入の変更 「～10月21日PB払い」直後の非開示 情報 区市町村が行った対応	保護の決定に関する記載がされてお り、開示することで生活保護に関する 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため（個人情報保護法第78条 第1項第7号本文）
⑫ 26頁 令和4年11月1日 訪問・その 他 記事 「・10月27日、再度長男から～」の直 前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示 することで生活保護に関する業務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため（個人情報保護法第78条第1項第 7号本文）
⑬ 26頁 令和4年11月1日 訪問・そ の他 記事 「申請書の提出あり。」の直前の非開 示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示 することで生活保護に関する業務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため（個人情報保護法第78条第1項第 7号本文）
⑭ 27頁 令和4年11月7日 訪問・そ の他 記事 非開示情報 区市町村が行った対応	開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができる情報及び保護の決定 （援助方針）に関する記載がされてお り、開示することで生活保護に関する 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため（個人情報保護法第78条 第1項第2号及び第7号本文）
⑮ 28頁 令和4年12月2日 訪問・そ の他 記事 非開示情報 区市町村が行った対応	開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができる情報及び保護の決定 （援助方針）に関する記載がされてお り、開示することで生活保護に関する 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため（個人情報保護法第78条 第1項第2号及び第7号本文）
⑯ 29～30頁 令和4年12月9日 扶助 費決定 その他非稼働収入の変更 「・なお主によると～」の直前の非開 示情報 「1月1日付けで～」の直前の非開示 情報 区市町村が行った対応	保護の決定（援助方針）に関する情報及 び担当者の所見が記載されており、開 示することで生活保護に関する業務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため（個人情報保護法第78条第1項 第7号本文）
⑰ 31頁 令和4年12月20日 訪問・ その他 記事 「眼科には通院できないので、」～の 直前の非開示情報 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示 することで生活保護に関する業務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため（個人情報保護法第78条第1項第 7号本文）

別紙

個人情報非開示該当箇所と非開示の根拠について（医療扶助受給者指導票）

該当箇所（項目など）	非開示の根拠法令
① 令和4年9月6日付指導票 患者の現状 3 日常生活及び態度 「 HP～」直前の非開示箇所 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
② 令和4年9月6日付指導票 患者の現状 3 日常生活及び態度 「乱視等により通院中。」直後の非開示箇所 2箇所 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
③ 令和4年9月6日付指導票 処遇方針 エ その他 「～一概に言えない。」直後の非開示箇所 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
④ 令和4年9月6日付指導票 処遇方針内 検閲印の非開示箇所 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑤ 令和4年9月6日付指導票 処遇方針内 囑託医の非開示箇所 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑥ 令和5年4月25日付指導票 患者の現状 3 日常生活および態度 「外出できないため～」直前の非開示箇所 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）

該当箇所（項目など）	非開示の根拠法令
⑦ 令和5年4月25日付指導票 処遇方針 エ その他 「～撮取が必要とはいいがたい。」直後の非 開示箇所 区市町村が行った対応	担当者の所見が記載されており、開示することで生活保護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人情報保護法第78条第1項第7号本文）
⑧ 令和5年4月25日付指導票 処遇方針内 検閲印の非開示箇所 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑨ 令和5年4月25日付指導票 処遇方針内 嘱託医の直前非開示箇所 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）
⑩ 令和5年4月25日付指導票 処遇方針内 嘱託医の非開示箇所 第三者氏名	開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（個人情報保護法第78条第1項第2号）

別紙 3

- (1) 別紙 1 該当箇所欄記載⑩の第三者氏名及び電話番号並びに③④及び③⑤の第三者の氏名の部分を非開示とする部分
- (2)ア 別紙 1 該当箇所欄記載①、②、⑤、⑧、⑩の第三者の氏名及び電話番号以外の部分、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝及び③⑤の第三者の氏名以外の部分、③⑥、③⑦、③⑧、③⑨、④⑩、④⑪並びに④⑫
- イ 別紙 2 該当箇所欄記載①から⑩まで

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。